

堺市立斎場 ESCO 事業 現場ウォークスルー調査等に関する質問への回答

No.	項目番号	ページ	項目名	質問内容	回答
1	2.5. (4)	2	<p>事業内容</p> <p>(4) 契約終了後の ESCO 設備の取り扱い</p> <p>【提案募集要項等に関する質問】</p> <p>－ ESCO サービス契約書に関する質問No.5</p>	<p>ESCO サービス契約書に関する質問No.5 のご回答にて、契約書の変更は原則不可とあります。</p> <p>ESCO 契約期間終了後の ESCO 設備の無償譲渡を求めることが出来る、などの、提案募集要項には書かれていますが、契約書案に記載のない事項については、契約書案に記載いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>優先交渉権者と協議が整った場合は、令和 5 年 5 月 19 日に提示した ESCO サービス契約書に記載のない事項を追記します。</p>
2	2.5. (9) .⑥	3	<p>事業内容</p> <p>(9) 改修工事の留意事項</p> <p>－⑥</p>	<p>「⑥停電や断水、騒音、振動などにより、対象施設の運営に著しく支障をきたす工事施工での設備の改修を不可とする」とあります。</p> <p>ESCO 事業の改修工事の検討上、受電盤の改造が必要となる可能性があり、その場合、全館停電作業となります。</p> <p>全館停電可能な日及び時間帯をご指示いただけますでしょうか？</p>	<p>優先交渉権者との詳細協議を踏まえ、全館停電の可能な日と時間帯を指定します。</p> <p>なお、全館停電の際は、必要に応じて仮設の電源をご用意いただく場合があります。</p>

No.	項目番号	ページ	項目名	質問内容	回答
3	7.4.①	23	<p>事業の遂行－①</p> <p>【提案募集要項等に関する質問】</p> <p>－提案募集要項に関する質問No.6</p>	<p>提案募集要項に関する質問No.6にて、「令和7年3月31日までに改修工事完了する前提の提案としてください。」とのご回答がありました。</p> <p>重ねての質問となりますが、対象を、ポンプ・ファン等の回転数制御を行う為の『インバータ設備』に絞ってのご質問となります。</p> <p>『インバータ設備』は、省エネルギー制御・運用上、効率的にエネルギーを削減する上で、重要な設備です。</p> <p>通常納期は2ヶ月程度ですが、昨今の半導体不足による影響で、現在でも納期15ヶ月程度かかる状況です。</p> <p>そこで、ESCOサービス契約は令和7年4月1日開始する前提で、上記の状況を鑑み、例えば、特例措置的な見地で、『インバータ設備』に関する省エネルギー改修工事のみ完了期限を令和8年3月31日とさせていただきご対応等は、可能でしょうか。</p>	<p>提案募集要項に関する質問No.6の回答とおりです。</p> <p>なお、納期遅延により改修工事が完了しない場合は、受注者の責に帰さない事由として、ESCOサービス契約書に基づき対応を協議します。</p>
4	7.8.(2).g	25	<p>ESCOサービス料の支払い等</p> <p>(2) 支払い方法－g</p> <p>【提案募集要項等に関する質問】</p> <p>－提案募集要項に関する質問No.9</p>	<p>提案募集要項に関する質問No.9にて、「計測・検証業務の終了は、エネルギー及び光熱水費の削減保証の終了を意味するものではありません。」とご回答がありましたが、削減保証するためには、計測・検証業務が必要です。</p> <p>契約期間中削減保証が必須であれば、計測・検証業務を契約期間中、実施（サービス費減額なし）させていただきという提案をすることになります。よろしいでしょうか。</p>	<p>光熱水費削減額を保証するうえで計測・検証業務を要する場合は、協議により対応を定めます。</p>

No.	項目番号	ページ	項目名	質問内容	回答
5	別紙 2.5	5	発電設備等の取り扱い 【提案募集要項等に関する質問】 - 提案募集要項に関する質問No.34	<p>提案募集要項に関する質問No.34 に関する質問です。</p> <p>提案募集要項 2 ページの 2.事業内容> 2.5> (4) には、契約終了後、貴市が「ESCO 設備の無償譲渡を求めることができる」とあります。</p> <p>対して、募集要項 別紙 2> 5.では、『契約期間が終了した場合又は事業者の都合により契約期間の途中で発電設備等の使用を中止する場合は、事業者の費用負担により発電設備等を撤去し、屋上等の原状回復を行うこと。ただし、本市が発電設備等の無償譲渡を求めた場合はこの限りでない。』とあります。</p> <p>発電設備導入した場合、発電設備を含めて ESCO 設備一式となります。</p> <p>よって、契約期間終了後の取り扱いも、全て“一式”で対応となります。</p> <p>契約期間終了後の取り扱いについては、『2.事業内容> 2.5> (4) 』によるものと解釈しておりますが、相違ないでしょうか？</p>	<p>太陽光発電設備を設置した場合、太陽光発電設備を含めた一式で ESCO 設備の取り扱いを判断します。</p>

No.	項目番号	ページ	項目名	質問内容	回答
6	-	-	<p>【提案募集要項等に関する質問】</p> <p>- 提案募集要項に関する質問No.22</p> <p>不可抗力発生時の権利・義務留保期間中の ESCO サービス料の支払いについて</p>	<p>提案募集要項に関する質問No.22 にて、「ESCO サービス料の支払いについては、支払方法および支払額を含めて協議により定めます。」とご回答がありました。</p> <p>その支払額というのは、義務が一時停止していてもかかり続ける費用（リース料相当額や、メンテナンス費相当額）を確実に負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>不可抗力により履行不能となった事業者の義務を一時停止した場合の ESCO サービス料の支払額については、履行不能となった義務を一時停止した場合であっても要する費用を含みます。</p> <p>具体的な支払額については、契約事業者との協議により定めます。</p>
7	-	-	<p>ESCO サービス契約書（案）</p> <p>第 34 条 2 項</p>	<p>（著作権の譲渡等）</p> <p>受注者の承諾なく自由に成果物の公表ができるという条件ですと、事業者のノウハウ等が他社に漏えいしてしまう可能性があるため、サービス開始以降の成果物（ESCO サービス報告書等）に関しては別途秘密保持契約書の締結を検討したいと考えております。</p>	<p>ノウハウ等の知的財産の取り扱いについては、秘密保持契約書の締結などを含め、優先交渉権者との協議により定めます。</p>

No.	項目番号	ページ	項目名	質問内容	回答
8	-	-	<p>【提案募集要項等に関する質問】</p> <p>- ESCO サービス契約書に関する質問No.1</p> <p>ESCO サービス契約書（案）</p> <p>第 44 条 1 項、</p> <p>第 45 条 1 項、</p> <p>第 46 条 1 項、</p> <p>第 57 条 3 項</p>	<p>（履行期間の変更方法）</p> <p>（ESCO サービス料の変更方法等）</p> <p>（ESCO サービス料の変更に代える管理計画書の変更）</p> <p>（発注者による契約解除後の処理）</p> <p>ESCO サービス契約書に関する質問No.1 のご回答に関する質問です。</p> <p>ESCO 契約書案記載の「協議開始の日」から 14 日以内に協議が整わない場合については発注者が定めるとあります。</p> <p>「協議開始の日」というのは、2 回目以降の協議を行ったら、その日が新たな起算日になるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>新たな起算日を要する場合は、協議により定めます。</p>
9	-	-	<p>ESCO サービス契約書（案）</p> <p>第 52 条 2 項</p>	<p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>違約金について「次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、ESCO サービス料総額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。」とあります。</p> <p>未履行部分の ESCO サービス料の総額という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>省エネルギーサービス開始前の違約金は、「ESCO サービス料（年度別支払限度額）に省エネルギーサービス期間を乗じた額の 10 分の 1 に相当する額」とします。</p> <p>省エネルギーサービス開始後の違約金は、「ESCO サービス料（年度別支払限度額）に未履行の省エネルギーサービス期間を乗じた額の 10 分の 1 に相当する額」とします。</p>

No.	項目番号	ページ	項目名	質問内容	回答
10	-	-	<p>【提案募集要項等に関する質問】</p> <p>- ESCO サービス契約書に関する質問No.2</p> <p>ESCO サービス契約書（案）</p> <p>第 53 条 1 項</p>	<p>（事業完了前の発注者の任意解除権）</p> <p>ESCO サービス契約書に関する質問No.2 のご回答に関する質問です。</p> <p>本施設が売却された場合については、貴市責の解約という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>上記解約の場合に、契約終了によって生じた受注者の残 ESCO サービス料については貴市が負担して下さるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、補助金活用をしている場合に解約となりますと、補助金返還の必要がありますが、その際の補助金返還相当額は貴市負担という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>履行場所の売却に伴う契約の解除は、発注者の責めに帰すべき事由によるものに該当します。</p> <p>履行場所の売却に伴い契約を解除したことにより、受注者に損害が発生した場合は、補助金の返還を含む賠償額を協議により定め、発注者がその損害を賠償します。</p> <p>ただし、ESCO サービス料については、令和 5 年 5 月 19 日に提示した ESCO サービス契約書第 53 条第 2 項のとおりとします。</p>
11	-	-	<p>01 基礎資料</p> <p>②ベースライン基本データ・過去 3 年間の月別光熱水費及び使用量</p> <p>都市ガス消費量について</p>	<p>ベースラインとして記載の都市ガス消費量で、“火葬”、“空調”、“一般”の 3 項目に分けて消費量記載あります。</p> <p>その内の“空調”は、熱源機械室に設置のガス吸収式冷温水機のみ消費量という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No.	項目番号	ページ	項目名	質問内容	回答
12	-	-	01 基礎資料 ②ベースライン基本データ・過去 3 年間の月別光熱水費及び使用量 上下水道消費量について	ベースラインでは、上水、下水の消費量を分けて記載されていませんので、上水、下水消費量が同じ量と認識しております。 現在は、冷却塔設備における蒸発量の減免制度は、利用していないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、基礎資料のベースライン基本データにおける過去 3 年間の上水道と下水道の使用量は同じです。 また、令和 5 年 8 月現在、冷却塔の使用により蒸発する水について、汚水排出量の減量認定制度は利用しておりません。
13	-	-	01 基礎資料 ②ベースライン基本データ・過去 3 年間の月別光熱水費及び使用量 光熱水費について	過去 3 年間の月別光熱水費について、“都市ガス”は税込み記載がございますが、“電気”と“上下水道”は税込み・税抜きの記載がございません。 ベースライン、月別光熱水費の金額は、全て税込み（10%）という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、基礎資料のベースライン基本データにおける過去 3 年間の月別光熱水費については、全て税込み（消費税等相当額、税率 10%）です。

No.	項目番号	ページ	項目名	質問内容	回答
14	-	-	<p>01 基礎資料</p> <p>②ベースライン基本データ・過去 3 年間の月別光熱水費及び使用量</p> <p>都市ガスの一次エネルギー、二酸化炭素排出量算出方法について</p>	<p>提案募集要項の都市ガス換算値の単位は【●/Nm3】となっています。</p> <p>(一次エネルギー換算 45MJ/Nm3、二酸化炭素排出係数 2.29kg-CO2/Nm3)</p> <p>都市ガス使用量の単位は【Sm3】と認識しておりますが、ベースラインの都市ガスの一次エネルギーと、二酸化炭素排出量の算出方法は、</p> <p>使用量【Sm3】×換算値【●/Nm3】となっております。</p> <p>一次エネルギーと、二酸化炭素排出量の削減試算は、ベースラインの計算方法に合わせて、使用量【Sm3】×提案募集要項の換算値【●/Nm3】としてよろしいでしょうか。</p>	<p>一次エネルギーと二酸化炭素排出量の削減量の試算の際は、便宜上 Sm3と Nm3 を同等として、基礎資料のベースライン基本データにおける応募時ベースラインの計算方法に合わせてください。</p>
15	-	-	<p>01 基礎資料</p> <p>③【その他関連資料】改修必須設備一覧（電灯設備・運用日数・点灯時間）</p> <p>改修必須設備一覧【電灯設備】</p>	<p>照明器具の必須改修設備について、使用時間 0 時間の器具も改修必須と指定されております。</p> <p>改修しても省エネに寄与しませんが、改修は必須でしょうか。</p>	<p>基礎資料の改修必須設備一覧（電灯設備・運用日数・点灯時間）に記載の電灯設備は改修を必須とします。</p> <p>なお、改修必須設備一覧に記載のない電灯設備についても、誘導灯及び非常灯（一般照明との一体型を除く）を除き、改修を必須とします。</p>

No.	項目番号	ページ	項目名	質問内容	回答
16	-	-	現場ウォークスルー調査の実施日程について（通知） 別紙 4 調査箇所 - （備考）	「火葬炉の設備改修を不可としているため」と記載があります。 集塵機は、火葬炉の付帯設備扱いと理解しておりますが、集塵機置場に設置されている排気ファン（EF-2-1）も、同様に付帯設備扱いでしょうか。 それとも一般換気設備扱いでしょうか。	集塵機置場の換気ファンは改修を不可とする設備に該当しません。